

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律 (平成23年法律第73号)のポイント <議員立法>

1. 法律の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院（全国に現在61病院）を保有している独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）につき、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

名称：独立行政法人地域医療機能推進機構 ※法律名も変更

業務：病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

3. 改組の時期等

- ・ 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は公布の日から3年以内の政令で定める日とする。
- ・ RFOの解散規定（平成24年10月1日解散）を削除し、従来の譲渡業務を改組時期まで行うとともに、船員保険病院に係る業務ができるよう規定を整備する。
- ・ 機構は、改組時から病院を自ら運営する。改組までの期間を準備期間とし、準備期間中は病院の運営を従来の特例民法法人等に委託して行う。なお、個別に運営を委託している病院については個別の事情に応じて委託を続けることを可能とする。
- ・ 機構は、その譲渡後も地域において必要とされる医療等を提供する機能が確保される病院等については、所在地方公共団体の意見を聴いて、譲渡することができる旨を規定する。

法律の施行日：公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日（一部公布の日）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の概要

一 **改正の趣旨** 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「R F O」という。）を、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、病院等の運営等を目的とした組織に改組すること。

二 **題名及び名称** 法律の題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」とし、R F Oの名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「機構」という。）とすること。

三 **機構の目的** 機構の目的を、病院等の運営等の業務を行うことにより、いわゆる5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することとすること。

四 業務の範囲

- 1 機構は、三の目的を達成するため、病院等の設置及び運営並びにこれに附帯する業務を行うものとする。
- 2 機構は、病院等を新設してはならないものとする。

五 病院等の譲渡

- 1 機構は、病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができるものとする。
- 2 機構は、1により病院等を譲渡しようとするときは、当該病院等の所在地の都道府県知事及び市区町村長の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 機構は、1により病院等を譲渡することとしたときは、当該病院等を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができるものとする。

六 **財源措置の特例** 政府は、機構に対し、緊急の必要がある場合における厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しないものとする。

七 **その他** 機構の役員の数及び任期、施設別財務書類、積立金の処分、地域の実情に応じた運営など、所要の規定を整備すること。

八 附則

- 1 **施行期日** この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（同日までR F Oを存続させる）
- 2 **その他**
 - (1) R F Oは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。
 - (2) 機構は、五の3のほか、施行日の前日においてR F Oが運営を委託している病院等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るためにその者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができるものとするとともに、当該委託に係る病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、当該委託の相手方に譲渡することができるものとする。

年金・健康保険福祉施設整理機構を地域医療機能推進機構に改組するときのイメージ

年金・健康保険福祉施設整理機構

<目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

<業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

<役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員29名

【専門職種】

一級建築士、不動産鑑定士、
宅地建物取引主任者等

<その他>

平成24年9月末が存続期限の有期の法人

改組

地域医療機能推進機構

<目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

<業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等 病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

<病院等の譲渡>

病院等のうち譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては譲渡することができる

<役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

【専門職種】

医師、看護師、薬剤師等

<その他>

- ・ 解散期限なし
- ・ 地域の実情に応じた病院運営
- ・ 緊急事態への対処

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案 国会審議の状況

平成23年6月10日

衆議院厚生労働委員長提出の法案として起草

厚生労働委員会決議「独立行政法人地域医療機能推進機構の運営等に関する件」

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付するよう、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、改組後も、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、可能な限り譲渡に向けた取組に努めること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

平成23年6月10日

衆議院本会議で賛成多数で可決

平成23年6月16日

参議院厚生労働委員会で賛成多数で可決

法案に対する附帯決議

- 一 独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要としない積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。
- 二 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。
- 三 政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国費を投入しないこと。
- 四 政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

平成23年6月17日

参議院本会議で賛成多数で可決 →成立

平成23年6月24日

法律の公布（平成23年法律第73号）、法律の一部施行